

傍聴要領

浦添市里浜保全活用促進協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 協議会の傍聴を希望する場合は、協議会の予定時刻までに、協議会会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 受付開始時刻は、協議会開催予定時刻の15分前からです。
- (3) 協議会の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。
- (4) 協議会の傍聴定員は5名です。

2 協議会の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3 協議会を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、協議会を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 協議会場での発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 協議会場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき、旗、プラカード等を用いる等の示威的行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。
- (6) 協議会場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) その他協議会場の秩序を乱し、又は協議会の妨げとなるような行為をしないこと。